

高砂市文化振興条例の一部を改正する条例の新旧対照表

- 1 改正の趣旨 文化芸術振興基本法の一部改正により同法の題名が「文化芸術基本法」となることに伴い、引用している法律の題名を改めるものである。
 2 新旧対照表 (_____ は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 この条例において「文化」とは、<u>文化芸術振興基本法</u>（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光、市民、団体等が主体的に行う創造的活動、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞い、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式又は価値観等、人間と人間の生活に関わる総体をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「文化」とは、<u>文化芸術基本法</u>（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光、市民、団体等が主体的に行う創造的活動、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞い、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式又は価値観等、人間と人間の生活に関わる総体をいう。</p> <p>2 略</p>